

附属書七（第六章関係） 電気通信サービス

第一条 適用範囲及び定義

1 この附属書の規定は、電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用し、及び自国の国内法令に規定する放送サービスに影響を及ぼす締約国の措置については、適用しない。

注釈1 「電気通信サービスの貿易」は、第四十四条(t)の定義に従うものと了解する。

注釈2 この附属書の第二条から第八条までの規定は、基本電気通信サービスについてのみ適用する。

注釈3 日本国については、「放送サービス」には、サービス貿易一般協定のサービス分野分類表（M T N・G N S・W 一〇）に基づく「ラジオ及びテレビのサービス」及び「ラジオ及びテレビの放送サービス」を含む。

2 この附属書の規定の適用上、

(a) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

- (i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。
 - (ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。
- (b) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において、価格及び供給に関し、参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。
- (i) 不可欠な設備の管理
 - (ii) 当該市場における自己の地位の利用
- (c) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。
- (d) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(e) 「規制当局」とは、この附属書に規定する事項に関連する規制に係る任務を委託されている機関をいう。

(f) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

第二条 競争条件の確保のためのセーフガード

1 各締約国は、単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

2 1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含む。

(a) 反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。

(b) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(c) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

第三条 相互接続

1 この条の規定は、サービス貿易一般協定に基づく各締約国の特定の約束に係る表において特定の約束を行った範囲において、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するサービス提供者との接続であつて、一のサービス提供者の利用者が他のサービス提供者の利用者と通信し、又は他のサービス提供者によつて提供されるサービスへアクセスすることを可能にするものについて適用する。

2 各締約国は、主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によつて提供されること。

(b) サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行

可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

(c) 要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

注釈 日本国については、この2、3及び6の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみに適用する。

3 主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、各締約国は、主要なサービス提供者が自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。

(a) 主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に必要な設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b) 主要なサービス提供者の建物内、とう道又は管路に、相互接続に必要な回線設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

4 各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとする
ことを確保する。

5 各締約国は、主要なサービス提供者が相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとする
ことを確保する。

6 各締約国は、5に規定する接続約款が、前条の原則に合致すること並びに主要なサービス提供者が他の
サービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含むことを確保する。

7 各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者が、相互接続の適当と
認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合にこれらに係る紛争を合理的な期間内に解決
するために、次のいずれかの時期に、独立した国内機関（この附属書の第六条に規定する規制当局を含
む。）に申し立てることができることを確保する。

(a) 随時

(b) 公に周知された合理的な期間の経過後

第四条 ユニバーサル・サービス

1 各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。

2 ユニバーサル・サービスを規律する締約国の措置は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、当該締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

第五条 免許の手續

1 電気通信サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a) すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b) 個別の免許の条件

2 締約国の権限のある当局は、申請の結果をその決定を行った後不当に遅滞することなく申請者に通知する。免許の申請を拒否する決定が行われる場合において、要請があったときは、当該締約国の権限のある当局は、拒否の理由を申請者に通知する。

第六条 規制当局

1 各締約国の電気通信サービスの規制当局は、いかなる基本電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる基本電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。

2 各締約国は、自国の規制当局が行う決定及び当該規制当局が用いる手続が市場のすべての参加者について公平であることを確保する。

3 一方の締約国は、当該一方の締約国の規制当局の決定によって影響を受ける他方の締約国のサービス提供者が当該一方の締約国の法令に従って裁判所に対して異議を申し立てることができることを確保する。

第七条 希少な資源

各締約国は、希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続が、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施されることを確保する。各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとすることは、要求されない。

第八条 番号ポータビリティ

各締約国は、自国の法令に従い、自国の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、技術的に実行可能な範囲内で、適時に、かつ、合理的な条件で、自国が指定するサービスに番号ポータビリティを提供することを確保する。

第九条 消費者及びデータの保護

1 各締約国は、電気通信サービスの利用に対して信頼を持つことができる環境を創出する必要性を認識して、自国の法令に従って次のことを行う。

(a) 自国の区域内における電気通信サービスの提供者が、個人の記録及び勘定を含む個人データを保護するための適切な措置をとることを確保すること。

(b) 宣伝を目的として、多数の受信者に対してその同意なしに送信される電子メッセージ（電子メールを含む。）を防止するために適切かつ必要な措置をとること。

2 両締約国は、電気通信サービスの利用に対する信頼を改善する発意を促進するため、二国間及び多国間の場において協力することができる。

第十条 情報の交換

両締約国は、電気通信サービスに関連する情報（立法手続、近年の進展、規制の枠組み及び国際的な場における両締約国のそれぞれの活動に関する情報を含む。）を交換することができる。